

三宅村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

三宅村教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	2
2. 目標値及び成果指標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップ	6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は三宅村で働く教育職員の時間外在校時間、ライフ・ワーク・バランスや働きがいなどに関する目標を定め、教育職員に関する業務量管理・健康確保措置を適切に行うものです。

(2) これまでの経緯・現状

三宅村教育委員会では、教育職員の長時間労働を改善し、教育職員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図るため、東京都教育委員会が定める「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を基に、部活動の外部人材の活用および統合型校務支援システムの導入や ICT 教育の推進などのデジタル化に取り組んでいるところです。

【令和6年度および7年度上半期の時間外在校時間の状況】

学校	年度	期間平均時間	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	R6	37.8時間	31.5%	5.2%
小学校	R7 上期	32.9時間	17.6%	0.0%
中学校	R6	28.7時間	13.3%	6.6%
中学校	R7 上期	35.7時間	29.4%	5.8%

取り組みを通じて、教育職員の時間外在校時間はある程度の減少傾向が見られるものの、依然として長時間勤務教員が多い状況にあります。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものです。

2. 目標値及び成果指標

本計画において達成を目指す目標は次のとおりです。

(1) 時間外在校時間に関する目標

- ・ 1か月の時間外在校時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 年間において1か月の平均時間外在校時間30時間以下を目指す。

(2) ライフ・ワーク・バランス

- ・ 年次有給休暇のまとまった日数を取得できるよう、学校に対して取得を促していく。
- ・ 教育職員のストレスチェック受診率は100%を目標とし、実施後の集団分析結果等を活用して職場改善を目指す。

(参考) 成果指標 (東京都教育委員会指標)

成果指標については都のプランと同一項目とすることで、都と比較しての推進状況を図ることが可能になります。

* 印の数値は三宅村立学校の実績です。これ以外は東京都の数値です。

	成果指標	現状	目標
時間外在校時間	時間外在校時間が、1か月あたり45時間を超える教員(副校長含む)の割合	小 17.6%* 中 29.4%*	0%
業務への負担・支援	ストレスチェック「仕事のコントロール」の健康リスクの値	105	100以下
	ストレスチェック「職場の支援」の健康リスクの値	100	100以下
ライフ・ワーク・バランス	仕事と仕事以外の生活とのバランスについての満足度(満足している教員の割合)	33.2%	80%以上
	管理職を含めた教員の1年間の年次有給休暇取得日数	小 15.3日* 中 15.8日*	20日
	管理職を含めた男性教員の育児休業取得率	45.5%	50%以上
仕事に対するやりがい	授業準備の時間が取れていると感じている教員の割合	12.3%	80%以上
	児童生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じている教員の割合	18.6%	80%以上
	教員としての仕事そのものについての満足している教員の割合	58.4%	80%以上

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度までとします。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校・教員の役割が肥大化する中、学校・教員が担うべき業務を精査した上で、民間事業者や地域等との役割分担、外部人材の活用、DXの推進等を進めることにより、業務の負担軽減や効率化等を一層図っていく必要があります。

また、教員が意欲をもって安心して働き続けられるようにするためには、その働きに見合った処遇の実現や、相談しやすい職場づくりなど、働く環境の改善も重要です。さらに、教員一人一人が意識を改め、管理職を中心に職場の古い慣習等を打破し、新しい時代にマッチした職場風土を作っていくことや、保護者や地域社会の方々の理解・協力も必要となります。

教員の長時間勤務には、様々な要因が絡んでいることから、学校における働き方改革に特効薬はなく、何か一つの取組で解決するものではないことから、多角的かつ継続的に、取り組んでいくことが重要です。

この事から本計画における実施する業務量管理・健康確保措置の内容の方向性として、学校における働き方改革の推進に向けた総合的な対策を講じていく事とします。

(1) 学校教員が担うべき業務の精査

平成31年1月の中央教育審議会答申において、「日本型学校教育」の下、学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大する中、「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方」が示されました。こうした中、令和5年8月には、中央教育審議会の「質の高い教師の確保特別部会」が「学校・教師が担う業務に係る3分類」の徹底を図る必要があることについて、提言を行っています。

学校・教師が担う業務に係る3分類		
学校以外が担う業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
1. 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 2. 放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 3. 学校徴収金の徴収・管理 4. 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 5. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	6. 調査・統計等への回答 7. 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 8. ICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守管理 9. 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 10. 校舎の開錠・施錠 11. 児童生徒の休み時間における安全への配慮 12. 校内清掃 13. 部活動	14. 給食の時間における対応 15. 授業準備 16. 学校評価や成績処理 17. 学校行事の準備・運営 18. 進路指導の準備 19. 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(2) 上記の「業務3分類」を踏まえた業務の見直しの実施

本計画では以下の項目を重点項目として取り組みます。

ア. 学校以外が担う業務

- ・学校徴収金の徴収・管理について公会計への移行の実現を目指します。

公会計移行のため学校および教育委員会で検討会を設け、計画期間での公会計移行を行います。

イ. 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・学校、PTA、体育協会、教育委員会で取りまとめた部活動の地域展開等を確実に推進します。

ウ. 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・学校行事準備・運営への支援。
外部委託などについて検討を行い負担軽減を図ります。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、教育職員の在校等時間の状況を把握し毎年度HPで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する事とします。
- (2) 時間外在校時間に係る目標の達成状況については、統合型校務支援システムで把握し、その他の目標については本村で導入しているストレスチェックあるいは都教委によるアンケート調査の結果から把握します。
- (3) 学校での児童生徒等の学習等支援にあたる人材。および医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係機関と共に取り組みます。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該校に聞き取り・指導等を行います。特に時間外在校時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休息時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し個別の支援・指導を実施します。
- (5) 学校における働き方改革が進むよう、様々な機会をとらえ学校に本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化します。学校においては校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組みを実施します。